

2020年3月

「ご契約のしおりー約款」の改定について

中途付加日・保障内容変更日が2020年5月1日となる特約につきましては、
特約条項の一部が改定となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、大樹セレクト「ご契約のしおりー約款（セレクト見直し用）」（2019年10月作成）および保険証券とあわせて
保管下さい。

大樹セレクト<セレクト見直し用>

- 〈1〉 傷害特約016の別表1「障害給付金」の備考（別表1）5. (1)を次のとおりとします。
(218ページ)

(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。

- 〈2〉 就労不能収入サポート特約019の「備考 1. 薬物依存」を次のとおりとします。
(234ページ)

備 考

1. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- 〈3〉 総合障害保障特約016の「備考 2. 薬物依存」を次のとおりとします。（250ページ）

備 考

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- 〈4〉 介護生活サポート年金特約016の第3条（介護生活サポート年金の支払）第①項の「*薬物依存」を次のとおりとします。（264ページ）

*** 薬物依存** 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- 〈5〉 介護保障特約016の第4条（介護保障保険金の支払）第①項の「*薬物依存」を次のとおりとします。（278ページ）

*** 薬物依存** 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

〈6〉段階給付型介護保障特約016の「備考 薬物依存」を次のとおりとします。
(293ページ)

<p>備 考 薬物依存 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。</p>
--

〈7〉特定臓器治療特約016の別表2「特定臓器に対する手術」の「特定臓器、対象となる手術の種類」の表を次のとおりとします。(392～393ページ)

特定臓器	対象となる手術の種類
① 心臓	1. 開心術 2. 心移植術
② 肺	3. 肺切除術 4. 肺全摘術 5. 肺移植術
③ <small>ひぞう</small> 脾臓	6. <small>ひ</small> 脾摘出術
④ 肝臓	7. 肝切除術 8. (部分) 肝移植術
⑤ <small>じんぞう</small> 腎臓および <small>ふくじん</small> 副腎	9. <small>じん</small> 腎切除術 10. <small>じん</small> 腎摘出術 11. <small>じん</small> 腎移植術 12. <small>ふくじん</small> 副腎切除術 13. <small>ふくじん</small> 副腎摘出術
⑥ 小腸（回腸（虫垂を除く。）または空腸に限る。）	14. 小腸切除術 15. 小腸移植術
⑦ 大腸（結腸または直腸に限る。）	16. 結腸切除術 17. 直腸切除・切断術
⑧ 胃	18. 胃（局所）切除術 19. 胃全摘術
⑨ <small>たんのう</small> 胆嚢	20. <small>たんのう</small> 胆嚢摘出術
⑩ <small>ぼうこう</small> 膀胱	21. <small>ぼうこう</small> 膀胱切除術 22. <small>ぼうこう</small> 膀胱全摘術
⑪ <small>すいぞう</small> 膵臓	23. <small>すい</small> 膵切除術 24. <small>すい</small> 膵全摘術 25. <small>すい</small> 膵移植術
(注) 人工肛門手術は、「14. 小腸切除術」、「16. 結腸切除術」および「17. 直腸切除・切断術」には該当しません。	

〈8〉リビング・ニーズ特約のうち一部を次のとおりとします。

〈i〉第3条（この特約による保険金の支払）を次のとおりとします。（444～445ページ）

第3条（この特約による保険金の支払）

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、契約に付加されている次の各号に掲げる特約（以下「定期保険特約016等」といいます。）の特約保険金額の合計額（以下「指定対象保険金額」といいます。）の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内でこの特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）をこの特約による保険金として、この特約による保険金受取人に支払います。ただし、この特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額を差し引くものとします。
 - (1) 定期保険特約016
 - (2) 終身保険特約016
 - (3) 生存給付金付定期保険特約016
 - (4) 特定疾病保障特約016
 - (5) 介護保障特約016
 - (6) 総合障害保障特約016
 - (7) 引受基準緩和型終身保険特約016（第2条（特約の締結および責任開始時）第③項でこの特約上の責任を開始しているものに限ります。）
 - (8) 収入保障保険特約016
 - (9) 特定疾病保障特約020
 - (10) 総合障害保障特約020
- ② 第①項の適用にあたり、次の各号に掲げる特約については、それぞれに定める金額を第①項に定める特約保険金額とみなします。
 - (1) 収入保障保険特約016
この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月の期間満了の日における収入保障保険特約016の換算保障額
 - (2) 特定疾病保障特約020および総合障害保障特約020
特約保険金額。ただし、すでに特定生活習慣病給付金が支払われている場合は特約保険金額の90%相当額。
- ③ 第①項の場合、この特約による保険金の支払事由の発生日において、定期保険特約016等の保険期間満了時（各特約条項の規定により、特約が更新されるときを除きます。）までの期間が1年以内であるときは、その特約の特約保険金額は指定対象保険金額に算入しません。
- ④ この特約による保険金受取人は傷害疾病給付受取人とします。
- ⑤ 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われたときには、定期保険特約016等は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、消滅するものとします。
- ⑥ 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われたときには、定期保険特約016等の特約保険金額等は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、 $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{指定対象保険金額}}$ の割合を乗じた金額の減額がなされたものとします。
- ⑦ 第⑥項の規定を適用する場合で、適用後の定期保険特約016等の特約保険金額等が会社の定める範囲外となるときは、会社の定める方法により減額します。
- ⑧ 第⑥項および第⑦項の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑨ この特約による保険金の支払がなされる前に定期保険特約016等の特約条項に定める死亡保険金、災害死亡保険金、高度障害保険金、死亡収入保障年金または高度障害収入保障年金（以下、本条において「死亡保険金等」といいます。）の請求を受けた場合には、会社は、

<p>この特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約による保険金を支払いません。</p> <p>⑩ この特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、死亡保険金等の請求を受けても、指定保険金額分に対応する死亡保険金等については、これを支払いません。</p> <p>⑪ この特約による保険金の支払がなされる前に次の各号に掲げる保険金等の請求を受けた場合には、第①項の規定にかかわらず、その特約の特約保険金額は、指定対象保険金額に算入しません。</p> <p>(1) 特定疾病保障特約016に定める特定疾病保険金</p> <p>(2) 介護保障特約016に定める介護保障保険金</p> <p>(3) 総合障害保障特約016に定める障害保険金</p> <p>(4) 特定疾病保障特約020に定める特定疾病保険金または特定生活習慣病給付金</p> <p>(5) 総合障害保障特約020に定める障害保険金または特定生活習慣病給付金</p> <p>⑫ この特約による保険金が支払われた場合は、その後、次の各号に掲げる保険金等の請求を受けても、第⑥項の規定により減額された特約保険金額部分（特定生活習慣病給付金の場合は、減額された特約保険金額部分の10%相当額）については、これを支払いません。</p> <p>(1) 特定疾病保障特約016に定める特定疾病保険金</p> <p>(2) 介護保障特約016に定める介護保障保険金</p> <p>(3) 総合障害保障特約016に定める障害保険金</p> <p>(4) 特定疾病保障特約020に定める特定疾病保険金または特定生活習慣病給付金</p> <p>(5) 総合障害保障特約020に定める障害保険金または特定生活習慣病給付金</p>

〈ii〉 第16条（定期保険特約016等に死亡保障等条件付保険特約が付加されている場合の取扱）第(2)号を次のとおりとします。（447ページ）

<p>(2) 第(1)号の場合、第(1)号の規定により計算される金額に対するこの特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の利息および指定保険金額に対する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額を差し引くものとします。</p>
--

〈iii〉 第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）を次のとおりとします。（447ページ）

<p>第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）</p> <p>主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（この特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合</td> <td>この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約016等が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合</td> <td>この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約016等の特約保険金額または特約年金月額が減額されたものとして、主約款の規定を準用します。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(1) 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約016等が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。	(2) 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約016等の特約保険金額または特約年金月額が減額されたものとして、主約款の規定を準用します。	
項目	内容						
(1) 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約016等が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。						
(2) 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約016等の特約保険金額または特約年金月額が減額されたものとして、主約款の規定を準用します。						

〈9〉 保険料払込免除特約016のうち一部を次のとおりとします。

〈 i 〉 第3条（保険料払込免除の請求手続等）第②項を次のとおりとします。
（453ページ）

② 第①項の規定にかかわらず、この特約が付加された契約に次の各号に掲げる特約が付加されている場合で、第2条（保険料の払込免除）の保険料払込免除の事由に該当し、かつ、特定疾病保険金、介護保障保険金、要介護2給付金、重度介護保険金、介護生活サポート年金、障害保険金、障害サポート年金または就労不能収入サポート年金の請求があったときには、会社は、契約者から保険料払込免除の請求があったものとして取り扱います。

- (1) 特定疾病保障特約016
- (2) 介護保障特約016
- (3) 段階給付型介護保障特約016
- (4) 介護生活サポート年金特約016
- (5) 総合障害保障特約016
- (6) 総合障害サポート年金特約016
- (7) 就労不能収入サポート特約019
- (8) 特定疾病保障特約020
- (9) 総合障害保障特約020

〈 ii 〉 第17条（契約に総合障害保障特約016等が付加されている場合の特則）を次のとおりとします。（454ページ）

第17条（契約に総合障害保障特約016等が付加されている場合の特則）

この特約が付加された契約に次の各号に掲げる特約（以下「総合障害保障特約016等」といいます。）が付加されている場合、総合障害保障特約016等はこの特約による保険料払込免除の対象にはなりません。

- (1) 総合障害保障特約016
- (2) 総合障害サポート年金特約016
- (3) 総合障害保障特約020

〈 iii 〉 「備考 2. 薬物依存」を次のとおりとします。（455ページ）

備 考

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

〈10〉健康体料率特約（特約用）のうち一部を次のとおりとします。

〈i〉第1条（用語の意義）を次のとおりとします。（461ページ）

第1条（用語の意義）	
この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。	
用語	意義
(1) 契約	保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	無配当保障セレクト保険普通保険約款のことをいいます。
(3) 主特約	契約に付加されている定期保険特約016、収入保障保険特約016、特定疾病保障特約020または総合障害保障特約020（有期型）のことをいいます。
(4) 保険金等	定期保険特約016に定める保険金、収入保障保険特約016に定める収入保障年金または特定疾病保障特約020もしくは総合障害保障特約020（有期型）に定める保険金等のことをいいます。
(5) 契約者	保険契約者のことをいいます。

〈ii〉第5条（特約の消滅）を次のとおりとします。（461ページ）

第5条（特約の消滅）	
次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。	
(1)	この特約を付加した主特約の保険期間が満了したとき
(2)	第(1)号以外の事由によりこの特約を付加した主特約が消滅したとき

〈iii〉第8条（特約の復活）を次のとおりとします。（461ページ）

第8条（特約の復活）	
①	この特約を付加した主特約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、この場合、主約款の復活の規定を準用します。
②	被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、この特約を付加した主特約の特約条項の規定により主特約が復活するときは、この特約は消滅します。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来に向かって主特約の保険料を改めます。

〈iv〉第10条（告知義務違反による解除）第②項を次のとおりとします。（462ページ）

②	会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
(1)	主特約の保険金等の支払事由
(2)	主特約の保険料払込免除の事由

〈v〉 第11条（年齢または性別の誤りの処理）を次のとおりとします。（462ページ）

第11条（年齢または性別の誤りの処理）

保険契約の申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、それに表示された申込画面を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合で、実際の年齢または性別では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、主特約の保険料を改め、その差額を精算します。ただし、主特約の保険金等の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金等とともに支払い、不足額がある場合には保険金等から控除します。

〈11〉 保障内容変更特約の第16条以下を次のとおりとします。（471～479ページ）

第16条（保障内容変更後の特別取扱）

① 次の各号に定める事由に該当したときには、会社は、それぞれに定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保障内容変更にあたっての責任開始時に原因が生じていたこと（変更後特約の特約条項の規定により、その原因が変更後特約の責任開始時以後に生じたものとみなされるときを除きます。）により変更後特約のうちいずれかの特約の保険金等の支払事由に該当しない場合で、かつ、その原因が変更前特約の責任開始時以後に生じていたとき	第14条（保障内容変更の無効）第①項第(2)号または第(3)号に規定する事由が生じた場合を除き、変更後特約の責任開始時以後に原因が生じたものとみなして取り扱います。ただし、変更後特約において支払われるべき金額が変更前特約が保障内容変更により消滅しなかったものとした場合に変更前特約において支払われるべき金額を超えるときは、その超える金額については支払いません。

項目	内容
<p>(2) 被保険者が保障内容変更にあたっての責任開始の日から3年以内に自殺した場合</p>	<p>次の(ア)から(ウ)に定めるとおり取り扱います。</p> <p>(ア) 変更後特約の死亡保険金額（死亡の場合に支払われる保険金等の額をいい、死亡収入保障年金または死亡年金等が支払われる特約が付加されている場合は、その換算保障額を含み、死亡返還金の額は除きます。以下、本号および第26条（転換後契約を保障内容変更した場合の取扱）において同じとします。）を支払います。ただし、変更前特約が保障内容変更により消滅しなかったものとした場合に変更前特約において支払われるべき死亡保険金額を限度とします。</p> <p>(イ) 前(ア)において、変更後特約の死亡保険金額で支払われない部分がある場合、変更後特約で本号に定める免責事由に該当したときに払いもどすべき金額に、変更後特約の死亡保険金額に対する支払われない部分の割合を乗じた金額を契約者に支払います。</p> <p>(ウ) 変更後特約に死亡返還金を支払う特約が含まれている場合は、前(ア)の金額に死亡返還金の額を加えて支払います。</p>
<p>(3) 保障内容変更の際に告知義務違反があった場合</p>	<p>次の(ア)から(ウ)に定めるとおり取り扱います。</p> <p>(ア) 変更後特約（健康体料率特約（特約用）を除きます。）を解除しません。ただし、変更後特約の保険金等の額が変更前特約の同一の保険金等の額（変更前特約に同一の保険金等が支払われる特約が含まれていない場合は0とみなします。）を超えるときは、変更前特約の同一の保険金等の額を超える部分について解除することができます。</p> <p>(イ) 変更後特約に保険料払込免除特約016が含まれている場合で、変更前特約に保険料払込免除特約016が含まれていないときには、保険料払込免除特約016は解除することができます。</p> <p>(ウ) 変更後特約に先進医療サポート特約016または引受基準緩和型先進医療特約016が含まれている場合で、変更前特約に先進医療サポート特約016または引受基準緩和型先進医療特約016が含まれていないときは、先進医療サポート特約016または引受基準緩和型先進医療特約016は解除することができます。</p>

② 第①項の規定により、変更前特約および変更後特約の保険金等の保障額を比較する場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。なお、第17条（90日以内の乳房の悪性新生物の場合の取扱）および第26条（転換後契約を保障内容変更した場合の取扱）の規定により変更前特約および変更後特約の保険金等の保障額を比較するときも、同様とします。

(1) 保障額には、換算保障額および一時金付換算保障額を含みます。

(2) 比較する際は、次に定める時の保障額を用いることとします。

- (ア) 保険金等が支払われる場合は、支払事由等の事由に該当した時
 (イ) 第①項第(3)号が適用される特約について、支払われる保険金等がない場合は、会社が解除の原因を知った時
- (3) 変更前特約の保障額は、保障内容変更は行われず変更前特約が消滅しなかったものとみなして計算します。
- ③ 被保険者が次の各号のいずれかの場合に該当し、第①項各号の規定が適用されるときは、それぞれに定める金額（未支払のものに限ります。）を合算して取り扱います。

項目	合算する金額
(1) 総合障害保障特約016、総合障害保障特約020、特定疾病保障特約016、特定疾病保障特約020または総合障害サポート年金特約016の特約条項に規定する悪性新生物もしくは上皮内新生物等に罹患しまたは急性心筋梗塞、脳卒中、狭心症もしくは脳卒中以外の脳血管疾患を発病した場合	障害保険金額、特定疾病保険金額および障害サポート年金の換算保障額
(2) 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当し、その障害に対して身体障害者手帳の交付があった場合	障害保険金額、障害サポート年金の換算保障額および一時金付換算保障額(就労不能障害給付金が既に支払われている場合は、就労不能障害給付金額は含みません。以下同じとします。)
(3) 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2に該当していると認定された場合	障害保険金額、障害サポート年金の換算保障額、介護保障保険金額、要介護1給付金額、要介護2給付金額および一時金付換算保障額
(4) 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護3に該当していると認定された場合	障害保険金額、障害サポート年金の換算保障額、介護保障保険金額、要介護1給付金額、要介護2給付金額、介護生活サポート年金の換算保障額および一時金付換算保障額
(5) 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護4以上に該当していると認定された場合または要介護状態に該当した場合	障害保険金額、障害サポート年金の換算保障額、介護保障保険金額、要介護1給付金額、要介護2給付金額、重度介護保険金額、介護生活サポート年金の換算保障額および一時金付換算保障額

- ④ 第③項の取扱をする場合で、変更後特約の合算した金額が変更前特約の合算した金額を超えるときは、変更後特約に含まれている特約を次の各号の順に支払います。
- (1) 特定疾病保障特約016、特定疾病保障特約020または段階給付型介護保障特約016
 - (2) 介護保障特約016
 - (3) 介護生活サポート年金特約016
 - (4) 就労不能収入サポート特約019
 - (5) 総合障害保障特約016または総合障害保障特約020
 - (6) 総合障害サポート年金特約016
- ⑤ 第①項第(1)号に定める事由に該当し、第③項および第④項の規定により保険金等を支払った場合、保険金等を支払った特約の特約保険金額等のうち、その支払った部分については被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとし、支払わなかった部分についてはその後も継続したものと取り扱います。
- ⑥ 変更後特約について次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、第①項の取扱をしません。

- (1) すでに保険金等が支払われたとき
- (2) 保険料の払込が免除されているとき
- (3) 復活が行われたとき

第17条（90日以内の乳房の悪性新生物の場合の取扱）

- ① 変更後特約に次の各号に掲げる特約が含まれている場合で、被保険者が、保障内容変更にあたっての責任開始の日からその日を含めて90日の間に、当該特約条項に規定する乳房の悪性新生物に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたときには、変更後特約の特定疾病保険金額、障害保険金額および障害サポート年金の換算保障額のうち変更前特約の特定疾病保険金額、障害保険金額および障害サポート年金の換算保障額の合計額の範囲については、当該特約条項の「別表1 対象となる悪性新生物」中、「ただし、責任開始の日（復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物（C50）は、対象となる悪性新生物に該当しません。」の規定は適用しません。
 - (1) 特定疾病保障特約016
 - (2) 特定疾病保障特約020
 - (3) 総合障害保障特約016
 - (4) 総合障害保障特約020
 - (5) 総合障害サポート年金特約016
- ② 第①項の取扱をする場合、変更前特約の特定疾病保険金額、障害保険金額および障害サポート年金の換算保障額の合計額を限度として、変更後特約に含まれている特約を次の各号の順に支払います。
 - (1) 特定疾病保障特約016または特定疾病保障特約020
 - (2) 総合障害保障特約016または総合障害保障特約020
 - (3) 総合障害サポート年金特約016
- ③ 第②項の規定により障害サポート年金を支払う場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 障害サポート年金の支払金額は、特約年金月額に、換算保障額に対する支払われることとなる金額の割合を乗じて得た金額とします。
 - (2) 第(1)号の規定により計算した金額が会社の定める金額未満となるときには、会社は、その金額を支払金額とする年金の支払を行わず、障害サポート年金のうちその金額が対応する部分については、被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を給付受取人に支払います。
- ④ 第②項および第③項の規定により保険金および障害サポート年金を支払った場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 特定疾病保険金または障害保険金を支払った場合
保険金を支払った特約について、次に定めるとおり取り扱います。
 - (ア) 特約保険金額のうちその支払った部分については、被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。
 - (イ) 特約保険金額のうち支払わなかった部分については、その後も継続したものとして取り扱います。
 - (2) 障害サポート年金を支払った場合
総合障害サポート年金特約016について、次に定めるとおり取り扱います。
 - (ア) 特約年金月額のうち年金の支払を開始した部分については、被保険者が支払事由に該当した時以後、新たに障害サポート年金の支払事由に該当しても重複して支払いません。
 - (イ) 特約年金月額のうち年金の支払を開始しなかった部分については、その部分が会社の定める金額未満となるときには、被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。この場合、その消滅した部分に対応する保険料を払い込んだ年月数（主約款の規定により未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険

料相当額に対応する期間については、保険料を払い込んだ年月数に含めません。以下同じとします。) によって計算した責任準備金額を給付受取人に支払います。

- ⑤ 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(3)号に該当する場合には、第②項から第④項の規定は適用しません。

第18条（変更後特約に段階給付型介護保障特約016が含まれている場合の取扱）

- ① 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(1)号に定める事由に該当し、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第③項および第④項の規定により保険金等を支払った場合、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第⑤項の規定にかかわらず、段階給付型介護保障特約016は被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を給付受取人に払いもどします。
- ② 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(1)号に定める事由に該当し、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第③項および第④項の規定により段階給付型介護保障特約016による保険金等が支払われる場合にもかかわらず、その請求前に被保険者が死亡したとき（被保険者が死亡給付金の免責事由のいずれかによって死亡したときを除きます。以下、本条において同じとします。）は、その保険金等の額を段階給付型介護保障特約016に定める死亡給付金（特約保険金額に10%を乗じて得た金額。以下、本条において同じとします。）とは別に死亡給付受取人に支払います。ただし、被保険者が第16条（保障内容変更後の特別取扱）第③項第(5)号に定める事由に該当していた場合には、段階給付型介護保障特約016に定める死亡給付金の支払の規定にかかわらず、段階給付型介護保障特約016に定める死亡給付金は、支払いません。
- ③ 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第③項第(3)号から第(5)号のいずれかの場合に該当し、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(3)号の規定が適用されるときは、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(3)号の規定にかかわらず、特約保険金額のうち第16条（保障内容変更後の特別取扱）第③項および第④項の規定により支払わなかった部分について、解除することができます。
- ④ 被保険者が公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護1に該当していると認定された場合で、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項各号の規定が適用されるときは、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(1)号に定める事由に該当し、段階給付型介護保障特約016による保険金等を支払った場合、段階給付型介護保障特約016は被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を給付受取人に支払います。
- (2) 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(1)号の規定により段階給付型介護保障特約016による保険金等が支払われる場合にもかかわらず、その請求前に被保険者が死亡したときは、その保険金等の額を段階給付型介護保障特約016に定める死亡給付金とは別に死亡給付受取人に支払います。
- (3) 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(3)号に定める事由に該当した場合、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(3)号の規定にかかわらず、特約保険金額のうち支払わなかった部分について、解除することができます。

第19条（変更後特約に介護生活サポート年金特約016が含まれている場合の取扱）

- ① 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第③項および第④項の規定により介護生活サポート年金を支払う場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 介護生活サポート年金の支払金額は、特約年金月額に、介護生活サポート年金の換算保障額に対する支払われることとなる金額の割合を乗じて得た金額とします。
- (2) 第(1)号の金額が会社の定める金額未満となるときには、会社は、第(1)号の金額を支払金額とする年金の支払を行わず、特約年金月額のうち第(1)号の金額に対応する部分については、被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を給付受取人に支払います。
- ② 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(1)号に定める事由に該当し、第①項の規定

により介護生活サポート年金を支払った場合、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第⑤項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 特約年金月額のうち年金の支払を開始した部分については、消滅しなかったものとして取り扱います。ただし、被保険者が支払事由に該当した時以後、新たに介護生活サポート年金の支払事由に該当しても重複して支払いません。
- (2) 特約年金月額のうち年金の支払を開始しなかった部分については、その部分が会社の定める金額未満となるときには、被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。この場合、その消滅した部分に対応する保険料を払い込んだ年月数によって計算した責任準備金額を給付受取人に支払います。

第20条（変更後特約に総合障害サポート年金特約016が含まれている場合の取扱）

第19条（変更後特約に介護生活サポート年金特約016が含まれている場合の取扱）の規定中「介護生活サポート年金」を「障害サポート年金」に読み替えて適用します。

第21条（変更後特約に就労不能収入サポート特約019が含まれている場合の取扱）

- ① 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第③項および第④項の規定により就労不能収入サポート年金および就労不能障害給付金を支払う場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 就労不能収入サポート年金および就労不能障害給付金の支払金額は、次に定めるとおりとします。
 - (ア) 就労不能収入サポート年金
特約年金月額に、一時金付換算保障額に対する支払われることとなる金額の割合を乗じて得た金額
 - (イ) 就労不能障害給付金
前(ア)の金額の24倍相当額
 - (2) 第(1)号(ア)の金額が会社の定める金額未満となるときには、会社は、第(1)号の金額を支払金額とする就労不能収入サポート年金および就労不能障害給付金の支払を行わず、特約年金月額のうち第(1)号(ア)の金額に対応する部分については、被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を給付受取人に支払います。
- ② 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(1)号に定める事由に該当し、第①項の規定により就労不能収入サポート年金および就労不能障害給付金を支払った場合、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第⑤項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 特約年金月額のうち第①項第(1)号(ア)の金額に対応する部分の年金およびその部分の24倍相当額の就労不能障害給付金については、消滅しなかったものとして取り扱います。ただし、被保険者が支払事由に該当した時以後、新たに就労不能収入サポート年金または就労不能障害給付金の支払事由に該当しても重複して支払いません。
 - (2) 特約年金月額のうち第①項第(1)号(ア)の金額を差し引いた金額に対応する部分が会社の定める金額未満となるときには、その部分については、被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。この場合、その消滅した部分に対応する保険料を払い込んだ年月数によって計算した責任準備金額を給付受取人に支払います。
- ③ 被保険者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき障害等級1級または2級の障害の状態として認定され、精神障害者保健福祉手帳の交付があった場合で、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項各号の規定が適用されるときは、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 一時金付換算保障額を用いて第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項各号に定めるとおり取り扱います。
 - (2) 変更前特約に就労不能障害給付金が支払われていない就労不能収入サポート特約019が含まれている場合で、就労不能障害給付金を支払うときは、次に定めるとおり取り扱います。
 - (ア) 就労不能障害給付金の支払金額は、次の式により算出した金額（変更後特約に含ま

れている就労不能収入サポート特約019の特約年金月額を超える場合は、変更後特約に含まれている就労不能収入サポート特約019の特約年金月額とします。以下、本項において同じとします。)の24倍相当額とします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{変更後特約に含まれている就労不能} \\ \text{収入サポート特約019の特約年金月額} \end{array} \right) \times \frac{\text{変更前特約の一時金付換算保障額}}{\text{変更後特約の一時金付換算保障額}}$$

(イ) 前(ア)の式により算出した金額が会社の定める金額未満となるときには、会社は、就労不能障害給付金の支払を行わず、特約年金月額のうちその金額に対応する部分については、被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を給付受取人に支払います。

(3) 第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(1)号に定める事由に該当し、就労不能障害給付金を支払った場合、次に定めるとおり取り扱います。

(ア) 特約年金月額のうち第(2)号(ア)の式により算出した金額に対応する部分の24倍相当額の就労不能障害給付金については、被保険者が支払事由に該当した時以後、新たに支払事由に該当しても重複して支払いません。

(イ) 特約年金月額のうち第(2)号(イ)の式により算出した金額を差し引いた金額に対応する部分については、被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。この場合、その消滅した部分に対応する保険料を払い込んだ年月数によって計算した責任準備金額を給付受取人に支払います。

第22条（変更後特約に総合障害保障特約020または特定疾病保障特約020が含まれている場合の取扱）

変更前特約に総合障害サポート年金特約016、総合障害保障特約016または特定疾病保障特約016が含まれている場合で、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(3)号の規定が適用される場合には、変更後特約に含まれている総合障害保障特約020または特定疾病保障特約020の解除されなかった部分については、保障内容変更の際に会社が告知を求めた事項のうち告知義務違反が認められた事項またはその事項と因果関係のある原因によって次の各号のいずれかの場合に該当しても、特定生活習慣病給付金を支払いません。

- (1) 上皮内新生物等に罹患したと診断確定された場合
- (2) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として入院した場合
- (3) 狭心症または脳血管疾患（脳卒中を除きます。）に罹患し所定の手術を受けた場合

第23条（変更後特約に総合医療特約016または引受基準緩和型総合医療特約016が含まれている場合の取扱）

第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(3)号の規定が適用される場合で、変更前特約に総合医療特約016および引受基準緩和型総合医療特約016が含まれず災害入院特約016が含まれているときには、変更後特約に含まれている総合医療特約016または引受基準緩和型総合医療特約016については、変更前特約に同一の保険金等が支払われる特約が含まれていないものとみなして解除することができます。

第24条（変更後特約に災害入院特約016が含まれている場合の取扱）

第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(3)号の規定が適用される場合で、変更前特約に総合医療特約016または引受基準緩和型総合医療特約016が含まれているときは、変更後特約に含まれている災害入院特約016の入院給付日額が変更前特約に含まれている総合医療特約016または引受基準緩和型総合医療特約016の入院給付日額を超える部分について、解除することができます。

第25条（変更後特約に継続治療後収入サポート特約019が含まれている場合の取扱）

第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(1)号に定める事由に該当し、継続治療後収入サポート給付金を支払った場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 特約給付月額のうち、継続治療後収入サポート給付金の支払を開始した部分については、被保険者が継続治療後収入サポート給付金の支払事由に該当した時以後、新たに継続治療後

収入サポート給付金の支払事由に該当しても重複して支払いません。

(2) 特約給付月額のうち、継続治療後収入サポート給付金の支払を開始しなかった部分については、次に定めるとおり取り扱います。

(ア) 支払を開始しなかった部分が会社の定める金額以上の場合

その部分は、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(1)号に定める事由に該当した所定の入院の退院日または所定の在宅療養の終了日から1日以上経過した後に新たな治療専念状態に該当し、その状態が30日以上継続したときに支払事由に該当したものとみなします。

(イ) 支払を開始しなかった部分が会社の定める金額未満の場合

その部分は、被保険者が支払事由に該当した時に消滅したものとします。この場合、その消滅した部分に対応する保険料を払い込んだ年月数によって計算した責任準備金額を給付受取人に支払います。

第26条（転換後契約を保障内容変更した場合の取扱）

転換特約に定める転換後契約を保障内容変更した場合で、保障内容変更にあたっての責任開始の日から3年以内、かつ、転換にあたっての責任開始の日から3年以内に被保険者が自殺したときは、第16条（保障内容変更後の特別取扱）第①項第(2)号および転換特約に定める転換後の特別取扱の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

(1) 保障内容変更後の契約の死亡保険金額を支払います。ただし、次に定める金額を限度とします。

(ア) 変更前特約が保障内容変更により消滅せず保障内容変更前の契約が被保険者の死亡日まで有効に継続したものとした場合の死亡保険金額が、転換特約に定める転換前契約（以下、本号において「転換前契約」といいます。）が転換により消滅せず被保険者の死亡日まで有効に継続したものとした場合に転換前契約において支払われるべき金額（転換前契約が転換により消滅しなかったものとした場合に転換前契約において支払われるべき死亡保険金額から、転換前契約に3年ごと利差配当付利率変動型積立保険および3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険が含まれている場合は主契約の死亡保険金額を差し引き、転換後契約に付加されている積立保険特約016の死亡保険金額を加えた金額とします。以下同じとします。）を超えるとき

転換前契約が転換により消滅せず被保険者の死亡日まで有効に継続したものとした場合に転換前契約において支払われるべき金額

(イ) 変更前特約が保障内容変更により消滅せず保障内容変更前の契約が被保険者の死亡日まで有効に継続したものとした場合の死亡保険金額が、転換前契約が転換により消滅せず被保険者の死亡日まで有効に継続したものとした場合に転換前契約において支払われるべき金額以下のとき

変更前特約が保障内容変更により消滅せず保障内容変更前の契約が被保険者の死亡日まで有効に継続したものとした場合の死亡保険金額

(2) 第(1)号の規定により、限度となる金額を死亡保険金額として支払う場合、保障内容変更後の契約に付加されている特約の特約条項に定める免責事由に該当したときに払いもどすべき金額に、保障内容変更後の契約の死亡保険金額に対する限度となる金額を超える金額の割合を乗じた金額を契約者に支払います。

(3) 保障内容変更後の契約に死亡返還金を支払う特約が含まれている場合は、第(1)号の規定により支払う金額に死亡返還金の額を加えて支払います。

〈12〉 死亡保障等条件付保険特約のうち一部を次のとおりとします。

〈 i 〉 第 1 条（特約の締結）を次のとおりとします。（480ページ）

第 1 条（特約の締結）

保険契約（以下「契約」といいます。）に付加されている次の各号に定める特約（以下「主特約」といいます。）の締結または復活の際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、会社は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の承諾を得て、この特約を付加して締結します。

- (1) 定期保険特約016
- (2) 終身保険特約016
- (3) 収入保障保険特約016
- (4) 生存給付金付定期保険特約016
- (5) 特定疾病保障特約016
- (6) 介護保障特約016
- (7) 段階給付型介護保障特約016
- (8) 介護生活サポート年金特約016
- (9) 総合障害保障特約016
- (10) 総合障害サポート年金特約016
- (11) 就労不能収入サポート特約019
- (12) 特定疾病保障特約020
- (13) 総合障害保障特約020

〈 ii 〉 第 2 条（条件）第①項第(2)号(i)を次のとおりとします。（481ページ）

(i) 前(ア)に定めるほか、特別の保険料に対する責任準備金または解約返戻金は、この特約が付加された主特約の責任準備金または解約返戻金の取扱に関する規定を準用して取り扱います。ただし、終身保険特約016、総合障害保障特約016または総合障害保障特約020が低解約返戻金期間中に消滅（一部の消滅を含みます。）した場合、解約返戻金額に低解約返戻金割合を乗じる取扱は準用しません。

〈13〉 特定高度障害状態不担保特約の第1条（特約の締結）第①項を次のとおりとします。
（484ページ）

- ① 保険契約（以下「契約」といいます。）に付加されている次の各号に定める特約（以下「主特約」といいます。）の締結または復活の際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。
- （1） 定期保険特約016
 - （2） 終身保険特約016
 - （3） 収入保障保険特約016
 - （4） 生存給付金付定期保険特約016
 - （5） 特定疾病保障特約016
 - （6） 介護保障特約016
 - （7） 段階給付型介護保障特約016
 - （8） 介護生活サポート年金特約016
 - （9） 総合障害保障特約016
 - （10） 総合障害サポート年金特約016
 - （11） 総合医療特約016
 - （12） 災害入院特約016
 - （13） 生活習慣病医療特約016
 - （14） ガン医療特約016
 - （15） 女性疾病医療特約016
 - （16） 入院一時給付特約016
 - （17） ガン治療サポート特約016
 - （18） 特定臓器治療特約016
 - （19） 先進医療サポート特約016
 - （20） 災害割増特約016
 - （21） 傷害特約016
 - （22） 特定損傷特約016
 - （23） 継続治療後収入サポート特約019
 - （24） 就労不能収入サポート特約019
 - （25） 特定疾病保障特約020
 - （26） 総合障害保障特約020

〈14〉 〈主約款 別表3〉「対象となる障害状態」の備考（別表2、別表3）4. (1)を次のとおりとします。（490ページ）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオージオメータで行います。

- 〈15〉 総合障害保障特約016の別表 1、特定疾病保障特約016の別表 1 および保険料払込免除特約016の別表 1 の「対象となる悪性新生物」を次のとおりとします。
(493～494ページ)

対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、次の(1)から(3)までのすべてに該当するものをいいます。

- (1) 平成27年 2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、表 1 の分類コードに規定される内容によるもの。ただし、責任開始の日(復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始の日)からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物(腫瘍) (C50) は、対象となる悪性新生物に該当しません。
- (2) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学 (NCC監修) 第3.1版」中、新生物(腫瘍)の性状を表す第5桁コードが表 2 に規定される内容によるもの。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版によるものとします。
- (3) 国際対がん連合 (UICC) により発行された「TNM悪性腫瘍の分類 第8版 日本語版」(平成29年12月15日発行)で病期分類が病期 I～病期IVに分類されている病変に該当するもの。なお、国際対がん連合 (UICC) により発行された「TNM悪性腫瘍の分類 日本語版」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版によるものとします。

表 1 対象となる悪性新生物の分類コード

分類項目	分類コード
1. 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
2. 消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
3. 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
4. 骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
5. 皮膚の悪性黒色腫	C43
6. 中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
7. 乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
8. 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
9. 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
10. 腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
11. 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
12. 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
13. 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
14. リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96

分類項目	分類コード
15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物〈腫瘍〉	C 97
16. 真正赤血球増加症〈多血症〉	D 45
17. 骨髄異形成症候群	D 46
18. リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物〈腫瘍〉（D47）中の <ul style="list-style-type: none"> ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕 	D 47. 1 D 47. 3 D 47. 4 D 47. 5

表 2 新生物〈腫瘍〉の性状を表す第 5 桁コード

／ 3 ……悪性、原発部位
／ 6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／ 9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

備考

- 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、皮膚のその他の悪性新生物〈腫瘍〉（C44）は、対象となる悪性新生物に該当しません。
- 新生物〈腫瘍〉の性状を表す第 5 桁コードが「／ 3」「／ 6」「／ 9」以外のものは「悪性新生物〈腫瘍〉」に該当しません。また、「TNM悪性腫瘍の分類 日本語版」で病期分類が病期 0 に分類されている病変は「悪性新生物〈腫瘍〉」に該当しないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、対象となる悪性新生物に該当しません。

〈16〉 総合障害保障特約016の別表2、特定疾病保障特約016の別表2および保険料払込免除特約016の別表2の「対象となる急性心筋梗塞、脳卒中」を次のとおりとします。

(495ページ)

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、表2の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
2. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の分類コード

疾病名	分類項目	分類コード
1. 急性心筋梗塞	(1) 急性心筋梗塞	I 21
	(2) 再発性心筋梗塞	I 22
2. 脳卒中	(1) くも膜下出血	I 60
	(2) 脳内出血	I 61
	(3) 脳梗塞	I 63

〈17〉 就労不能収入サポート特約019の別表3、総合障害保障特約016の別表7、介護生活サポート年金特約016の別表3、介護保障特約016の別表3、段階給付型介護保障特約016の別表3および保険料払込免除特約016の別表7の「要介護状態」の「備考 1. 器質性認知症」(2)(7)を次のとおりとします。(496ページ)

(7) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック<Pick>病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F 02. 1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F 02. 2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F 05) 中の ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの (G 31) 中の ・神経系のその他の明示された変性疾患 (ただし、レヴィ小体型認知症に 限ります。)	G 31. 8

平成27年2月13日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

〈18〉 災害割増特約016の別表 1、傷害特約016の別表 3、積立保険特約016の別表 1、死亡保障等条件付保険特約の別表、医療保障等条件付保険特約の別表および特定高度障害状態不担保特約の別表の「対象となる感染症」を次のとおりとします。（498ページ）

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年 2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taju-life.co.jp/>